高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連結事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	（　　）

各連結法人における計算

個別所得金額（個別所得金額がない場合は０）	1	円		連結所得の金額（別表四の二「54の①」）	11	円		
調整前連結税額の個別帰属額 (13)×(1)/(11)	2			高度省エネルギー増進設備等の取得をした各連結法人の個別所得金額の合計額（取得適用連結法人の(1)の合計）	12			
取得価額の合計額（別表六の二（十一）付表「10」の合計）	3			調整前連結税額（別表一の二「２」）	13			
税額控除限度額 (3)×7/100	4							
法人税額基準額 調整前連結税額基準額 (14)×(1)/(12)								
法人税額基準額 個別帰属額基準額 (2)×20/100								
法人税額基準額 法人税額基準額（(5)と(6)のうち少ない金額）	7			当期税額控除可能額の合計額（各連結法人の(8)の合計）	15			
当期税額控除可能額（(4)と(7)のうち少ない金額）	8			調整前連結税額超過構成額（別表六の二（三）「7の⑦」）	16			
調整前連結税額超過構成額 (16)×(8)/(15)	9							
法人税額の特別控除額の個別帰属額 (8)－(9)	10			法人税額の特別控除額の合計額 (15)－(16)	17			

「17」欄

高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の10第２項」
② 「区分番号」欄：「10604」
③ 「適用額」欄：「17」欄の金額